

不正防止サービス (Forter) 利用規約

施行 2025年10月24日

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、PG マルチペイメントサービスのうちカード決済を利用する場合のオプション機能である不正防止サービスのうち、PG が提供する不正防止サービス (Forter) に関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めが優先するものとする。

2. PG は、PG による事前の承諾がない限り、不正防止サービス (Forter) のみの提供は行わない。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) Forter | Forter Pte Ltd 及びその関連会社をいう。 |
| (2) Forter サービス | Forter が提供する不正防止サービスをいう。 |
| (3) 不正防止サービス (Forter) | PG が、Forter Pte Ltd との間で締結した Forter サービスにかかる契約に基づき、甲に対して提供する不正防止サービスをいう。 |

(不正防止サービス (Forter) に関する本サービスの内容)

第3条 不正防止サービス (Forter) の内容は、以下の各号のとおりとする。但し、詳細は Forter のウェブサイト (URL: www.forter.com/service-descriptions/) に定めるとおりとする。

- (1) Fraud Management
- (2) Payment Optimization (但し、Japan 3DS Optimization に限る)
- (3) その他前二号に関連し又は附随するサービスとして PG が定めるもの

(不正防止サービス (Forter) に関する本サービスの利用)

第4条 甲が不正防止サービス (Forter) の利用に関する本サービスを希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、不正防止サービス (Forter) を利用可能な店舗として甲が登録された旨の通知及び不正防止サービス (Forter) の提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、不正防止サービス (Forter) が本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、不正防止サービス (Forter) を利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。なお、念のため申し述べると、当該提供開始日における不正防止サービス (Forter) の提供は、甲サイト（以下で定義する）と不正防止サービス (Forter) との統合が当該日までに完了していることを条件とするものとし、当該統合が完了していない場合には、PG は提供開始日を変更することができる。

(不正防止サービス (Forter) の利用の対価)

第5条 甲は、不正防止サービス (Forter) の利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等)

第6条 甲は、甲が利用する不正防止サービス (Forter) に適用される【別紙1】記載の特則について同意し、遵守する。

2. 甲は、以下の各号の事項を表明し、かつ保証する。

- (1) 甲は、Forter 又は PG が適用される個人情報保護法等の法令に基づく義務に違反することとなる行為を行わず、又は怠らないこと
- (2) 不正防止サービス (Forter) が提供される甲サイトにおけるプライバシーポリシーその他適切な文書に、【別紙2】に定める事項と同等の内容を明示し、買主から適切な同意を取得していること

- (3) 全ての個人情報等は、個人情報保護法等の法令に従って収集、取扱い並びに PG 及び Forter への移転がなされてきており、かつ今後もなされること

(免責に関する特則)

- 第7条 PG は、本規約によって、真正な判定結果を通知する義務を負うものではなく、判定結果が真正であることについて一切の責任を負わない。当該信用販売が判定結果と合致しなかったことにより、甲に当該買主との信用販売に関し何らかの損害が生じた場合においても、甲に対し当該損害を賠償する義務を負わない。また、PG は、甲に対し、甲の信用販売が安全且つ確実に決済されることを保証しないものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、甲と PG 間において、チャージバック保証、パフォーマンスコミットメント又はペナルティについて別途契約により合意した場合は、当該合意が前項に優先して適用されるものとする。
3. PG は、甲による信用販売の契約解除に起因して甲と買主との間に生じた問い合わせ等及び甲又は当該買主若しくは第三者に生じた損害等について一切の責任を負わない。

《Forter (Basic プラン)に関する特約事項》

(Basic プランのサービス内容)

- 第8条 甲が、不正防止サービス (Forter) のうち、Basic プランを利用する場合、第2条に定めるサービス内容に加え、以下の各号の内容のサービスを提供するものとする。
- (1) 技術的・業務的な質問に対する調査・回答、システム利用のアドバイス
 - (2) 障害発生などサービスの運用状況に関わる不備の修正・報告
 - (3) マニュアル等システム利用に関わるドキュメント提供
 - (4) コンポーネントプログラム (API) の提供
 - (5) バージョンアップなど標準システムの改良及びその変更内容の事前通知・報告
 - (6) システムメンテナンスによるシステム停止時間の事前通知・報告
 - (7) 不正検知モデルの作成
2. 前項各号のサービスに関する仕様並びに利用上限時間及び回数その他詳細にかかる事項は、本規約に定めるほか、別途 PG が指定するものとする。

《Forter (Enterprise プラン)に関する特約事項》

(Enterprise プランのサービス内容)

- 第9条 甲が、不正防止サービス (Forter) のうち、Enterprise プランを利用する場合、第2条及び前条に定めるサービスに加え、以下の各号の内容のサービスを提供するものとする。
- (1) 管理画面の提供
 - (i)不正防止サービス (Forter) の利用、(ii) 不正防止サービス (Forter) における判定根拠の確認、及び、(iii)甲による判定結果にかかる意見その他の情報の提供を実施するための Enterprise プラン利用者専用の管理画面の提供
 - (2) その他本申込書等に定める内容

【別紙1】不正防止サービス (Forter) に関する特則

(サービス及び使用権)

- 第1条 Forter は、独自の技術 (JavaScript、モバイル SDK、甲向けの管理画面その他関連するソフトウェア及び技術を含み、以下総称して「Forter プラットフォーム」という) を用いて、Forter サービスを PG に対して提供する。PG は、PG 及び Forter 間において書面により合意した甲が使用しているウェブサイト (以下「甲サイト」という) に関して、不正防止サービス (Forter) を提供するものとする。PG は、不正防止サービス (Forter) のいかなる機能についても、変更、中止、制限、停止、終了又は取消を行う権利を有する。
2. PG は、本利用契約の有効期間中、かつ甲が本利用契約の条件に従うことを条件として、甲及びその役職員、代理人その他代表者 (以下「認定利用者」という) に対し、甲の内部業務目的に限り不正防止サービス (Forter) を利用するための、非独占的、譲渡不能、再許諾不能、限定的かつ取消可能な使用権を付与する。

(甲の遵守事項)

- 第2条 甲は、甲サイトにおいて、Forter の JavaScript コード又はモバイル SDK を適用される範囲で導入し、かつ PG 又は Forter が要請する場合には、本契約期間中に PG 又は Forter から適宜提供される関連アップデートを、少なくとも暦年に1回以上は導入するものとし、これにより Forter が甲サイトにおける必要な行動データを受領できるようにしなければならない。甲は、JavaScript コード又はモバイル SDK を本条に従って導入しない場合、又は暦年に1回以上当該アップデートを導入しない場合、以下の各号に定める措置が講じられる場合があることをあらかじめ承認し、同意するものとする。
- (1) PG は 不正防止サービス (Forter) を提供しない場合があること
- (2) チャージバック保証及びその他のパフォーマンスコミットメント又はペナルティの規定 (もしあれば) は、当該 JavaScript コード、モバイル SDK 又は関連アップデートが導入されるまで適用されないこと。
2. 甲は、PG に対して、次の各号に定める事項を速やかかつ正確に提供しなければならない。甲は、以下の各号に定める情報が不正確である又は欠落している場合、エラーメッセージが発生し、Forter プラットフォームによる分析が行われない可能性があること、並びに、その場合には、ペナルティ又はパフォーマンスコミットメント (もしあれば) が適用されない場合があることを認識し、これに同意するものとする。
- (1) 甲サイトにおいて、買主によって開始された取引が完了する前に必要となる全ての API データ項目 (各注文に固有の注文 ID を含む)
- (2) 甲サイトにおける不正等を測定し、その他不正防止サービス (Forter) を提供するために PG 及び Forter が合理的に要求するその他の情報 (これには、甲の決済処理事業者 (PG を除く) その他の第三者ベンダーからのチャージバックに関する通知又は不正請求の初期兆候に関する通知 (プレチャージバック、早期不正紛争、アラート、TC40/SAFE 通知その他これに類する通知を含む。なお、かかる通知は甲が当該通知を受領した日から3日以内に Forter に提出しなければならない)、チャージバック履歴、処理明細、及び過剰なチャージバックに関する通知を含むが、これらに限られない)
3. 甲は、PG 及び Forter が書面により明示的に同意する場合を除き、対象となる甲サイト及び決済手段において、買主が開始したリアルタイムの取引の100%を分析する目的のみに Forter プラットフォームを使用するものとする。甲が手動で送信した取引や、甲サイト以外の別のサイト (eBay や Amazon などのマーケットプレイスを含む) から発生する取引については、Forter プラットフォームによる処理の対象とはならない。
4. 甲は、Forter プラットフォーム、不正防止サービス (Forter) 及び関連する全てのソフトウェア並びにドキュメンテーション (総称して、以下「Forter テクノロジー」という) を、全ての適用法令 (適用されるデータセキュリティ法及びプライバシー法を含むがこれらに限られない) を遵守して利用しなければならない。
5. 甲は、認定利用者の全ての API キー及びログイン認証情報を管理・保護し、これらが不正アクセス、不正利用又は不正開示されないように保護しなければならない。甲は、Forter プラットフォームへの不正アクセス又は不正利用があった場合には (PG が Forter に対してその旨を通知できるようにするため等)、実行可能な限り速やかに PG に通知しなければならない。また、甲は、認定利用者的一切の行為及び不作為について責任を負うものとする。
6. 甲は、Forter が米国公正信用報告法 (Fair Credit Reporting Act。以下「FCRA」という) に基づき信用情報機関 (Consumer Reporting Agency) とみなされ、又は Forter が FCRA その他適用される消費者信用関連法令に該当し、若しくはこれに違反することを防止するため、買主の財務状況、支払能力又は信用供与の適格性の判断、その他 FCRA に基づき許容される利用目的に該当するいかなる目的においても、Forter プラットフォーム又はその分析結

果を利用してはならない。疑義を避けるために付言すると、甲は、不正防止サービス（Forter）を不正防止及び濫用防止のための買主の本人確認目的に限り利用することができる。

7. 甲は、PG が要求した場合、統合完了日前（以下「リスンモード期間」という）に、甲サイトにおける Forter プラットフォームの調整を目的とするテスト稼働を完了するものとする。本項において、「統合完了日」とは、不正防止サービス（Forter）と甲サイトとの統合が完了した日をいう。PG がリスンモード期間を設けた場合において、甲が、リスンモード期間にテスト稼働を完了しなかった場合、統合完了日から 30 日間については、ペナルティ又はパフォーマンスコミットメント（もしあれば）は適用されないものとする。

（知的財産権）

第3条 本利用契約に基づき甲に付与される限定的な権利を除き、Forter は、以下の各号に定める事項に関し、全ての権利、権原及び利益（知的財産権その他一切の権利を含む）を独占的に保有し、かつ保持するものとする。甲が何らかの形で Forter IP（以下で定義する）に対する権利、権原又は利益を取得した場合、甲は、(a) 当該権利、権原及び利益を全て Forter に譲渡し、(b) かかる譲渡を実現するために Forter が合理的に要請する追加書類の作成その他の措置を講じるものとする。

- (1) Forter テクノロジー、不正防止サービス（Forter）に関連して使用されるモデル及びアルゴリズム、並びにそれらの派生物、改良その他の修正（総称して、以下「Forter IP」という）
 - (2) Forter の名称、Forter 又はその関連会社の商標、商号及びロゴ、並びに、不正防止サービス（Forter）に関連する製品名
 - (3) 集計データ（以下で定義する）
2. 甲は、自ら又は第三者に許諾し、援助し、若しくは可能にすることにより、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとする。
- (1) Forter IP 又はその一部について、いかなる目的であれ、侵入、ハッキング、リバースエンジニアリング、デコンパイル、逆アセンブルその他ソースコードを取得しようとする行為、又はこれらを試みる行為
 - (2) いかなる者に対しても、Forter IP に関し独占的権益を有すると表示する行為
 - (3) 直接又は間接を問わず、Forter IP の有効性、執行可能性若しくは Forter による所有権を争う又は異議を唱える行為
 - (4) 本利用条件に明示的に許容される範囲を超えて Forter IP を利用する行為
 - (5) Forter IP を、第三者の知的財産権その他の権利又は適用法令若しくは規制に違反、侵害又は不正利用する態様でアクセス若しくは利用する行為
 - (6) Forter IP の機能、機能的性、グラフィックその他の部分を手動又は自動の手段を問わず複製、改変、複写若しくはスクレイピングする行為、又は不正防止サービス（Forter）に関連して甲に提供される Forter IP その他のデータ、文書又は情報を利用して類似又は競合する製品若しくはサービスを構築する行為
 - (7) Forter テクノロジーの完全性、性能又はセキュリティを毀損し、干渉し、又は妨害する行為
 - (8) Forter IP に含まれる著作権、商標その他権利表示を秘匿し、除去し、又は改変する行為
 - (9) Forter プラットフォームにウイルス、ワームその他の悪意あるコードを導入する行為
3. 本利用契約に基づき Forter に付与される限定的な権利を除き、甲は、甲データ（以下で定義する）及び甲サイトに關し、全ての権利、権原及び利益（知的財産権その他の専有権を含む）を保有するものとする。
4. 甲は、本利用契約の有効期間中、Forter（念のため申し述べると、Forter の関連会社を含む）の利益のために、PG 及び Forter に対し、全世界において、非独占的、ロイヤリティフリーであり、本利用契約に基づき許容される範囲で譲渡可能かつ再譲渡可能な以下の各号に関する権利を付与するものとする。
- (1) 甲サイトにおいて買主により開始された取引に関連して Forter が収集し又は提供を受けたデータ（総称して、以下「甲データ」という）について、以下の（ア）及び（イ）に定める目的で複製、派生物の作成その他の利用及び開示を行う権利
 - (ア) Forter が Forter サービスを提供するために必要な範囲での利用
 - (イ) 甲データの分析に基づき又はこれを組み込んだ不正防止及び取引信頼性に関する製品・サービスを提供することを目的とした内部データベースの作成
 - (2) 甲データ及び甲による Forter プラットフォーム及び不正防止サービス（Forter）の利用に関する情報（総称して、以下「集計データ」という）を集計及び匿名化し、当該集計データを複製その他利用及び開示する権利（但し、当該集計データが個人を識別し得る情報を含まないことを条件とする）

(免責及び責任の制限)

- 第4条 Forter プラットフォーム、不正防止サービス (Forter) 及びドキュメンテーションは、現状有姿のまま提供されるものであり、いかなる種類の保証又は表明も付されない。PG 及び Forter は、法定、明示、黙示その他いかなる形態を問わず、商品性、非侵害性、特定目的適合性又は正確性に関する保証を含むがこれらに限られない一切の保証を明示的に否認する。さらに、PG 及び Forter は、Forter プラットフォーム又は関連サービスの運用が中断なく行われること、若しくはエラーが存在しないことについて、いかなる保証も行わない。
2. 甲は、Forter プラットフォームによる推奨の品質及び正確性が、提供されるデータの正確性及び完全性に依拠することを認識するものとする。甲は、甲又は認可ユーザーにより提供された情報が、提供時期の遅延、不完全、不正確、虚偽又は誤解を招くものであることに起因して、Forter 又は PG が不具合、誤り若しくは誤った推奨を行った場合であっても、Forter 及び PG は一切の責任を負わないことを認識し、これを承諾するものとする。
 3. 甲は、さらに以下の各号の事項を承諾する。
 - (1) Forter は、PG と甲との間の本利用契約の当事者ではないこと
 - (2) Forter は、Forter サービスに起因又は関連して、甲に対して直接の契約関係を有せず、また、いかなる直接的な責任又は義務も負わないこと
 - (3) Forter サービス又は Forter の行為に関連して生じる一切の請求、紛争又は責任は、専ら PG に対してのみ提起されるものとし、甲は、そのいかなる救済についても PG のみに求めること

(一般条項)

- 第5条 一方当事者が、本規約のいかなる条項の履行を相手方に要求し又は強制せず、又は本規約若しくは法令に基づくいかなる権利又は救済手段を行使しなかった場合であっても、当該条項、権利又は救済手段を当該場合又はその他の場合に主張し又は依拠する権利を放棄し若しくは失ったものと解釈されないものとする。甲は、これと抵触するいかなる法令の規定にもかかわらず、不正防止サービス (Forter) 又はその他の Forter 技術の利用、又は本規約に関連して生じる甲の請求権若しくは訴権は、当該請求権若しくは訴権が発生した日から12か月以内に甲が提起しなければならず、かかる期間を経過した場合には永久に行使できないことに同意する。

【別紙2】甲サイトにおけるプライバシーポリシーその他適切な文書に明記すべき文言

1. 買主は、甲サイトにおける不正検知分析を実施することを目的として、以下に掲げる買主の個人情報を甲が保護措置を講じた上で収集（電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意する。
 - (1) 電子メールアドレス
 - (2) 甲が相互提供先（以下で定義する）に提供する買主の個人情報（例：氏名・電話番号・住所等。実際の項目は甲がAPIにて設定した範囲による）
 - (3) デバイス情報（OSの種類、言語、IPアドレス、ブラウザの種類、位置情報、端末識別番号等）
 - (4) 甲による不正防止サービス（Forter）の利用に基づく、買主に対する判定結果
2. 買主は、甲及び以下に掲げる者（以下「相互提供先」という）が、前項に定める個人情報を相互に提供又は受領することができることにつき、あらかじめ同意する。相互提供先における当該情報の取扱いについては、甲と相互提供先との間の契約、又は、相互提供先間の契約にて定めている。
 - (1) PG
 - (2) Forter（念のため申し述べると、Forterの関連会社を含む）
 - (3) ForterにおけるForterサービスに関する委託先
 - (4) Forterに対してデータホスティング、インフラストラクチャ又はプラットフォームを提供する事業者（例：AWS等）
 - (5) データ付加提供事業者（Forterによる不正検知及び本人確認の精度向上を目的として、Forterに提供される情報に対して外部ソースから取得した補足情報を付加するサービスを提供する第三者事業者をいう）
2. 甲及び相互提供先は、第1項に記載する情報を、相互に電磁的手段により伝送し提供しあうものとする。
3. 甲及び相互提供先は、以下の目的で相互に個人情報を開示しあうものとする。
 - 【甲における利用目的】
 - ・ 第1項に定める利用目的の達成のため
 - 【PGにおける利用目的】
 - ・ 甲に対する不正防止サービス（Forter）の提供のため
 - 【甲、PG以外の相互提供先における利用目的】
 - ・ PGに対するForterサービスの提供のため
 - ・ 個人情報の分析に基づき、Forterにおける製品・サービスを開発するため
4. 甲、PG、及びForterは、甲サービスの利用に伴い取得した買主に関する情報を、個人を識別できない形式に加工・集計したうえで、統計分析その他の事業目的のために利用することができるものとする。なお、当該加工・集計データには、個人を識別できる情報は一切含まれないものとする。
5. PGの個人情報保護管理者の職名、所属及び連絡先
個人情報保護管理者：システム本部 本部長
連絡先：名称 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社 「個人情報問い合わせ係」
住所 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3 渋谷フクラスビル（総合受付15F）
電話番号 03-3464-2740
E-MAIL privacy@gmo-pg.com

以上